市役所開庁時間

■月～金曜日／午前９時～午後５時30分
■土曜開庁日／午前９時～午後０時
第１・第３土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。取り扱えない業務もありますので、事前に問い合わせてください。

１月の土曜開庁日　7日　21日

公共施設連絡先
かけ間違いにご注意ください

市役所（代表）	☎072-366-0011
※直通電話番号は、各記事の問い合わせで確認してください	
大阪狭山水道センター（水道お客様センター）	☎072-349-9476
ニュータウン連絡所	☎072-366-0011
市立コミュニティセンター	☎072-366-0077
SAYAKA ホール	☎072-365-8700
市立公民館	☎072-366-0070
図書館	☎072-366-0071
保健センター	☎072-367-1300
さやま荘・さつき荘	☎072-366-2022
シルバー人材センター	☎072-366-2277
狭山池博物館・郷土資料館	☎072-367-8891
総合体育館	☎072-365-5250
池尻体育館	☎072-365-7303
ふれあいスポーツ広場	☎072-368-2081
社会教育センター	☎072-368-0121
市民ふれあいの里	☎072-366-1616
社会福祉協議会	☎072-367-1761
堺市大阪狭山消防署	☎072-366-0055
消防署ニュータウン出張所	☎072-368-0119
市民活動支援センター	☎072-366-4664
基幹相談支援センター	☎072-365-1144
権利擁護支援センター	☎072-368-2111
地域包括支援センター	☎072-368-9922
ニュータウンサテライト	☎072-366-5566
生活サポートセンター	☎072-368-9955
きらっとぴあ（男女共同参画推進センター）	☎072-247-7047
ぽっぽえん（子育て支援センター）	☎072-360-0022
UPっぷ（子育て交流ひろば）	☎072-360-4320
（世代間交流ひろば）	☎072-360-4321
富田林保健所	☎0721-23-2681
黒山警察署	☎072-362-1234

夕方は早めのライト点灯を
歩行者は、衣類・靴に反射材をつけましょう
問い合わせ　黒山警察署☎362-1234

毎月20日はノーマイカーデー
公共交通機関を利用しましょう
問い合わせ　土木グループ☎366-0011

＼防災行政無線の内容を電話で聞けます／
防災行政無線放送テレホンサービス
フリーダイヤル 0120－367－707

相談内容　✔＝予約制	とき（指定日以外の休日を除く）
市民相談・人権いろいろ相談	月～金曜日午前９時～午後５時30分
✔弁護士による無料法律相談（オンライン相談可）	水曜日午後１時～４時
✔司法書士による無料相談（オンライン相談可）	16日㈪午後１時～４時
✔人権擁護委員による相談	19日㈭午後１時～４時
✔行政相談	16日㈪午後１時～４時
市民相談・人権啓発グループ☎366-0011・FAX366-0051	
✔専門の女性カウンセラーによる女性のための相談　女性が対象　※性自認が女性も可、オンライン相談可	10日㈫・16日㈪午後１時～４時、21日㈯午前９時30分～午後０時30分、24日㈫午前10時30分～午後１時30分
電話相談「女性のためのよりそいホットライン」（必要な人に生理用品を提供しています）	17日㈫・23日㈪午前10時～午後５時（午後４時30分まで受け付け）　相談専用電話番号☎090-2112-3970
きらっとぴあ☎247-7047	
DV相談専用ダイヤル	月～金曜日午前９時30分～午後５時30分
市民相談・人権啓発グループ☎349-8819	
児童家庭相談	月～金曜日午前９時～午後５時30分、７日㈯・21日㈯午前９時～午後０時、月～金曜日午前９時30分～午後５時（UPっぷ（子育て交流ひろば）のみ）
✔ひとり親家庭相談（子育て支援グループのみ）	
子育て支援グループ☎349-8016（児童家庭相談）、☎349-8015（ひとり親家庭相談）、UPっぷ（子育て交流ひろば）☎360-4320	
ひとり親家庭相談	７日㈯・21日㈯午前10時～午後０時
身体障がい者相談	13日㈮午後１時～４時
さつき荘☎366-2022・FAX366-0880	
知的障がい者（児）相談（電話相談）	14日㈯午後１時～２時
高嶋☎0743-25-8131	
電話・面接育児相談	月～金曜日午前９時～午後５時
市立こども園☎366-0080	
✔発達のサポートが必要な中学３年生までの子どもに関する相談「手をつなGo!」	月曜日午前10時～午後５時、水・木曜日午前10時～午後０時
ぽっぽえん☎360-0022	
妊婦および未就学児の子育てに関する相談（予約可）	月～金曜日午前10時～午後５時
ぽっぽえん☎360-0022、電子メール（poppoen@city.osakasayama.osaka.jp）も可　UPっぷ（子育て交流ひろば）☎360-4320、電子メール（upp@city.osakasayama.osaka.jp）も可	
✔消費生活相談員による消費生活相談	月～金曜日午前10時～午後０時・午後０時45分～４時
消費生活センター☎366-2400（産業振興・魅力創出グループ内）	
✔社会保険労務士による労働相談（年金・社会保険の相談も可）	17日㈫午後１時～４時
産業振興・魅力創出グループ☎366-0011	
✔就労支援コーディネーターによる就労支援相談（就職のあっせんは不可）	月～金曜日午前９時～午後５時
地域就労支援センター☎366-6789（産業振興・魅力創出グループ内）	
✔若者の就労・自立相談（15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可）	４日㈬・18日㈬午前10時～午後０時
南河内若者サポートステーション☎0721-26-9441	
✔進路・教育相談	月～金曜日午前９時～午後５時
教育支援センターフリースクールみ・ら・い☎368-0909、学校教育グループ☎366-0011	
介護電話相談	月～金曜日午前９時～午後５時30分、７日㈯・21日㈯午前９時～午後０時（ニュータウンサテライトのみ）
地域包括支援センター☎365-2941、ニュータウンサテライト☎366-5566	
心配ごと相談（日常生活における悩みの相談）	５日㈭・16日㈪午後１時～４時
社会福祉協議会☎367-1761	
コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談	月～金曜日午前９時～午後５時30分
社会福祉協議会（本荘・山原☎367-1761）	
障がい者（児）相談支援事業所による障がい者（児）相談	月～金曜日午前９時～午後５時30分
基幹相談支援センター（身体・知的・精神・難病・障がい児）☎365-1144、相談支援センターぱるぱる（身体・知的・難病・障がい児）☎368-8666、地域活動支援センターいーず（精神）☎367-0033	
精神保健福祉相談	月～金曜日午前９時～午後５時30分
福祉グループ☎349-9409	
きこえない・きこえにくい人のFAX福祉相談	月～金曜日午前９時～午後５時30分
福祉グループ FAX366-9696	
生活・仕事・自立相談（生活や仕事などに関する悩みの相談）	月～金曜日午前９時～午後５時30分
生活サポートセンター☎368-9955	

STOP コロナ差別!! コロナいじめ!! ＃正しい理解を ＃差別はやめよう

福祉

さやりんおれんじカフェ

カフェ一覧　※いずれも利用料100円

さくらあつたかカフェ☎288−4381
とき　8日㈰午後2時～4時　**ところ**　さくらの杜・半田(半田三丁目)

げんきカフェ☎366−6535
とき　11日㈬午後2時～4時30分　**ところ**　げんき館(茱萸木三丁目)

カフェおもちゃ館☎365−6688
とき　21日㈯午後2時～4時　**ところ**　リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)

くみのきカフェ☎368−2772
とき　月～金曜日午後2時～4時　**ところ**　特別養護老人ホームくみのき苑(東茱萸木四丁目)

カフェ笑(しょう)☎320−8268
とき　15日㈰午前10時～午後3時　**ところ**　デイサービス笑狭山(大野台七丁目)　※モーニングは利用料300円

里カフェ☎365−5878
とき　12日㈪・26日㈪午後1時～4時　**ところ**　介護老人保健施設さやまの里(岩室二丁目)

問い合わせ　高齢介護グループ☎349−9416

慰霊碑斎場を開放します

大阪狭山市慰霊碑斎場(今熊一丁目)を開放します。参拝は自由です。
とき　1日㈷～3日㈫午前9時～午後4時
問い合わせ　遺族会事務局☎366−2022

サロンさやま

身体障がい者が集える場所です。お互いの経験や思いを共有してみませんか。
とき　21日㈯午後1時～3時　**ところ**　さやま荘・大広間　**対象**　市内に住んでいる身体障がい者と支援者　**参加費**　100円(お茶代など)　**定員**　30人(当日先着順)
問い合わせ　身体障害者福祉協議会事務局(社会福祉協議会内)☎366−2022・FAX366−0880

「カフェさつき」1月の営業日

とき　18日㈬午前11時～午後2時　**ところ**　さつき荘　**メニュー**　さつきカレー／300円、ランチセット(ドリンク付き)／400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動や「カフェさつき」のボランティアを募集しています。
問い合わせ　障害者地域活動支援センター「さつき」☎366−2022・FAX366−0880

アニメ「めぐみ」・拉致被害者御家族ビデオメッセージ上映会

拉致被害者の一日も早い帰国をめざして、アニメ「めぐみ」・拉致被害者御家族ビデオメッセージの上映会を、国・大阪府・府内全市町村が共催で実施します。
とき　15日㈰午後2時～3時30分　**ところ**　ピースおおさか・講堂(大阪市中央区大阪城／JR大阪環状線「森ノ宮駅」下車)　**申し込み**　6日㈮までに代表者の名前・電話番号・ファクシミリ番号とほかの参加者の名前をファクシミリ(FAX06−6210−9286)で大阪府人権局人権企画課。申込フォームからも可
問い合わせ　大阪府府民文化部人権局人権企画課☎06−6210−9280

ヒューマン・ケア事業利用会員募集

簡単な家事援助、買いものや通院の付き添い、子どものお世話など日常生活で困っていることのお手伝いを地域の有償ボランティア(440円～／30分)にしてもらいませんか。
問い合わせ　社会福祉協議会☎367−1761

難病とつきあうよりあい

とき　25日㈭午後2時～4時　**ところ**　市役所別館・第4会議室　**対象**　難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可)　**内容**　患者や家族同士の交流
問い合わせ　社会福祉協議会☎367−1761

介護

介護保険サービスの利用者負担額が軽減されます

①社会福祉法人などによる利用者負担額の軽減
低所得で特に生計を維持することが困難であると市が認めた人に対し、社会福祉法人などが行う介護保険サービスの利用者負担額の4分の1を軽減します。また、すべての要件を満たす人には、市が認定証を発行します。

②生活困窮者の居宅サービス利用者負担額の助成
低所得で一定の基準に該当し、居宅サービス(訪問介護・通所介護など)を利用した場合に、利用者負担額の4分の1を助成します。

いずれの制度も軽減を受けるには、次の要件を満たす必要があり、市役所高齢介護グループへの申請が必要です。すべての介護保険サービスが軽減対象となるものではありません。詳しくは問い合わせてください。
要件　●市民税非課税世帯　●世帯全員の収入金額の合計が、1人世帯で150万円以下、2人世帯で200万円以下(以降世帯人数1人につき50万円を加えた額以下)　●世帯員の所持金・預貯金・有価証券額面金額の合計額が、1人世帯で350万円以下、2人世帯で450万円以下(以降世帯人数1人につき100万円を加えた額以下)　●世帯全員が、住んでいる土地と家屋以外に処分できる資産を持っていない　●市民税を課税されている人の控除対象配偶者および扶養親族でない、または医療保険の被扶養者となっていない　●介護保険料を滞納していない　●②のみ生活保護を受けていない
問い合わせ　高齢介護グループ☎349−9416

介護者家族の集い

とき　19日㈭午後1時30分～3時30分　**ところ**　さつき荘・スポーツ室　**内容**　健康体操　**定員**　15人(先着順)　**申し込み・問い合わせ**　12日㈭までに電話で地域包括支援センター(岩橋・木村☎368−9922)

国民年金

国民年金付加保険料

毎月の定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、老齢基礎年金受給時に付加年金が加算されます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。
対象　第1号被保険者、任意加入被保険者
※国民年金基金加入者、保険料の免除を受けている人は申し込みできません
問い合わせ　保険年金グループ☎349−9473

皆さんの善意 [敬称略]

【社会福祉協議会・善意銀行へ】社会福祉に
◇匿名白米10kgを

下水道

下水道工事のお知らせ

次の場所で老朽化に伴う改修工事を行います。工事期間中は、交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

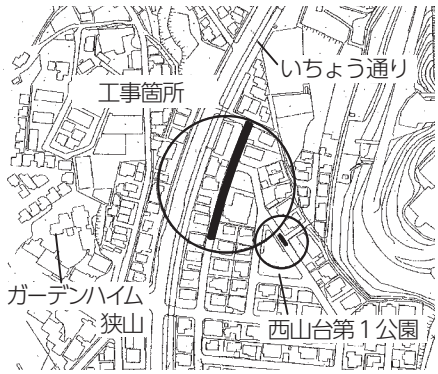

期間　3月15日㈫まで　**場所**　西山台一丁目地内および今熊二丁目地内　**内容**　下水道管の更生工事

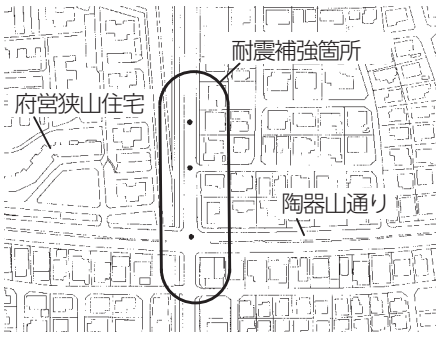

期間　3月15日㈫まで　**場所**　西山台三・四丁目地内　**内容**　人孔耐震化工事

問い合わせ　下水道工務グループ☎366−0011

公園

東野第５公園外遊具改修工事のお知らせ

東野第５公園、池尻第９公園、池尻第12公園、茱萸木第５公園、茱萸木第７公園、大野台第８公園において、順次、遊具改修工事を行います。工事期間中は、利用の制限や騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

期間　3月31日㈭まで

問い合わせ　公園緑地グループ☎366−0011

労働

母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給しているひとり親（生活保護受給者を除く）を対象に、就労による自立を促進するため、専門の相談員が面接し、個人に合わせた自立支援プログラムを策定しています。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ　子育て支援グループ☎349−8015

ひとり親家庭の母または父の就労支援事業

ひとり親家庭の母または父が働くために必要な技能を学んだり、安定した雇用を図れるように支援する制度です。いずれも所得制限があります。また、受けようとする講座について、必ず事前に市役所子育て支援グループで相談を行い、指定を受ける必要があります。

【母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業】

対象　ひとり親家庭の母または父　**内容**　雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座などを受講する場合、受講料の一部補助　**補助金額**　受講料の６割相当額（１万2,001円〜20万円）

【母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業】

対象　ひとり親家庭の母または父　**内容**　看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、１年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減を図るための費用を給付　**支給金額**　市民税非課税世帯／月額10万円と修業後に修了支援給付金５万円、市民税課税世帯／月額７万500円と修業後に修了支援給付金２万5,000円※対象者により金額が異なる場合があるので、詳しくは問い合わせてください

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】

対象　ひとり親家庭の母または父、児童　**内容**　適職に就くために高等学校卒業程度認定試験の合格が必要と認められた場合に、試験の合格をめざす講座の受講料の一部補助　**補助金額**　受講開始時給付金／受講料の３割相当額（4,001円〜７万5,000円）、受講修了時給付金／受講料の４割相当額から受講開始時給付金を差し引いた額（受講開始時給付金との合計額の上限10万円）、合格時給付金／受講料の２割相当額（受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額の上限15万円）

申し込み　子育て支援グループへ直接

問い合わせ　子育て支援グループ☎349−8015

勤労者互助会に加入しませんか

勤労者互助会は、事業主と市が力を合わせ多彩な福利厚生事業を実施することにより、事業所で働く従業員が楽しく安心して働ける環境をつくり、事業所や商店などの振興・発展、雇用の安定に寄与することを目的とした組織です。お祝いやお見舞いなどの給付事業、宿泊補助事業、健康管理事業、レジャー施設の割り引きなどの福利厚生事業を行っています。会員１人につき、月額800円（団体加入の場合は事業主が２分の１以上負担）の会費が必要です。

問い合わせ　産業振興・魅力創出グループ☎366−0011

大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校見学会・ガイダンス

就職に役立つ専門的な技術や知識を身につけることができる無料の公共職業訓練施設です。春の入校生の募集にあたり、見学会・入校ガイダンス（予約制）を開催します。

とき・科目　20日㈮まで／障がい者科目（発達障がい、精神障がい）、13日㈮・20日㈮・25日㈬・27日㈮・30日㈪・２月８日㈬・15日㈬・22日㈬・27日㈪・３月３日㈮・６日㈪・９日㈭／一般科目（ビル設備管理科、ビルクリーニング管理科、建築内装CAD科）　**ところ**　大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校（大阪市天王寺区上汐／大阪メトロ谷町線「谷町九丁目駅」下車）　**申し込み・問い合わせ**　電話で大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校☎06−6776−9900

環境

犬の飼い方教室

とき　①３月18日㈯午後１時30分〜４時30分・②19日㈰午前10時〜午後４時30分（全２回）　**ところ**　大阪府動物愛護管理センター（羽曳野市尺度／近鉄南大阪線「喜志駅」下車）　**対象**　飼い犬登録が済んでいて、狂犬病予防注射と伝染病混合ワクチンを接種し、ノミ・ダニの駆虫をした犬と飼い主、これから犬を飼う人で、大阪府動物愛護管理センター管轄地域に住んでいる人　※センターからの譲渡犬については政令市、中核市に住んでいる人も参加可。同伴犬なしの場合は見学　**内容**　①犬を飼うときの決まりや防災対策、健康管理、しつけ方についての講義　②犬のしつけ方実技講習　※飼い犬同伴　**申し込み**　大阪府動物愛護管理センターホームペ

ージからダウンロードした申込書を、〒583-0862羽曳野市尺度53-4大阪府動物愛護管理センター。ファクシミリ(FAX072-956-1811)、電話(☎072-958-8212)、大阪府動物愛護管理センターホームページからも可。2月13日㈪消印有効

問い合わせ 生活環境グループ☎366-0011

募集

手話通訳者・要約筆記者

登録期間 4月1日～令和6年3月31日 **応募資格** 手話通訳者／手話通訳士、都道府県登録手話通訳者、または同等の技能がある人(2月18日㈯午後1時から市役所で実施する登録試験の受験が必要)、要約筆記者／地方公共団体が実施する要約筆記者養成講座または同等の講座を修了した人 **時給** 1,600円 **応募方法** 4日㈬から市役所福祉グループで配布する募集要項を確認し、申請書・登録証または修了証の写し・写真(縦3cm×横2.4cm)2枚を、〒589-8501大阪狭山市役所福祉グループへ郵送または直接。20日㈮必着(土・日曜日、祝日などを除く。7日㈯は午前中のみ受け付け) ※募集要項、申請書は市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ 福祉グループ☎349-9407

要介護認定調査員(個人委託)

応募資格 次のすべてに該当する人 ●有効期間満了前の介護支援専門員証を持ち、介護支援業務について厚生労働省の定める基準に違反したことがない人 ●都道府県または政令市が実施する認定調査員研修を修了し、認定調査員(直営・委託)として一定の経験がある人 ●契約成立時点で、事業所などに所属していない人 ●調査に必要な交通手段および通信手段を確保できる人 ●市や大阪府が実施する調査員研修(同行訪問を含む)に参加できる人 **業務内容** 要介護認定申請者の自宅または病院・施設などへ訪問し、心身の状態などの調査を行い、認定調査票を作成する **契約内容** 単年度、単価契約 ※認定調査に必要な諸経費はすべて受託者負担で、委託料以外の支払いはありません **募集人数** 若干名 **応募方法** 市役所高齢介護グループで配布する募集要項を確認し、必要書類を、〒589-8501大阪狭山市役所高齢介護グループへ郵送または直接

問い合わせ 高齢介護グループ☎349-9418

大阪府障害者職業能力開発校入校生

大阪障害者職業能力開発校は、障がいのある人が職業に必要な技能・知識を習得して就職をめざす訓練施設です。CAD技術科、OAビジネス科、Webデザイン科、オフィス実践科、ワークサービス科、職域開拓科、Jobチャレンジ科の4月入校生を募集しています。なお、入校願書を提出するには見学会への参加が必要です。見学会については、問い合わせてください。

申し込み ハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町／南海高野線「河内長野駅」から南海バス「市民交流センター前バス停」下車)で配布する入校願書を、20日㈮(ワークサービス科は2月10日㈮)までにハローワーク河内長野へ直接

問い合わせ 大阪障害者職業能力開発校☎296-8311

放課後児童支援員(会計年度任用職員)

4月から放課後児童会で勤務できる人を募集します。

応募資格 保育士・教員・社会福祉士などの資格を持つ人、2年以上放課後児童健全育成事業に従事した経験がある概ね20歳以上の人 **応募方法** 市役所放課後こども支援グループ、ニュータウン連絡所、ぽっぽえん、UPっぷで配布する応募用紙を、〒589-8501大阪狭山市役所放課後こども支援グループへ郵送または直接。6日㈮～12日㈬必着 ※募集要項、応募用紙は市ホームページからもダウンロード可。今年度の採用も随時行っています。詳しくは募集要項を確認してください

問い合わせ 放課後こども支援グループ☎366-0011

埋蔵文化財発掘内業調査員・市史編さん業務または各種文化財調査員(会計年度任用職員)

雇用期間 4月1日～令和6年3月31日 **応募資格** ①考古学を専攻した大学卒業者で、内業調査補助業務および埋蔵文化財調査報告書など作成の業務経験を有し、これらの業務を統括できる人、または同等の実務能力がある人 ②歴史学を専攻した大学卒業者で、市史編さん業務または各種文化財調査の経験を有し、これらの業務を統括できる人、または同等の実務能力がある人 **業務内容** ①埋蔵文化財発掘調査 ②市史編さん業務または各種文化財調査 **募集人数** ①3人程度 ②7人程度 **応募方法** 市ホームページに掲載する募集要領を確認し、履歴書を、〒589-8501大阪狭山市役所歴史文化グループへ郵送または直接。31日㈫消印有効

問い合わせ 歴史文化グループ☎366-0011

男女共同参画推進審議会委員

男女共同参画社会の実現をめざすため、男女共同参画推進プランの策定や進捗状況を審議する市民委員を募集します。

雇用期間 委嘱の日～令和6年12月31日 **応募資格** 市内に居住・通勤・通学する18歳以上の人 **募集人数** 2人(多数の場合は審査のうえ選考) **応募方法** 市役所市民相談・人権啓発グループ、ニュータウン連絡所、市立公民館、きらっとぴあで配布する申込書と「男女共同参画社会の実現に向けて」についての作文(400字程度)を、〒589-8501大阪狭山市役所市民相談・人権啓発グループへ郵送または直接。31日㈫必着

問い合わせ 市民相談・人権啓発グループ☎366-0011

生ごみ堆肥化容器を貸し出します

市では、ごみの減量を目的とした生ごみ堆肥化容器を無償で貸し出しています。生ごみにEMぼかしを振りかけて堆肥をつくる「EMぼかし容器」と、生ごみを投入して土と接触させることで堆肥をつくる屋外用の「コンポスト容器」の2種類があります。家庭から出る生ごみの減量やリサイクルに取り組んでみませんか。詳しくは、問い合わせてください。

問い合わせ 生活環境グループ☎366-0011

水分を切った生ごみを容器へ投入し、EMぼかしを振りかけて使用します

生ごみを畑などで堆肥にでき、菜園や花壇などの土壌改良剤として活用できます

安全

自分にできる防災とボランティア活動を

17日㈫は「防災とボランティアの日」、15日㈰～21日㈯は「防災とボランティア週間」です。被災地でのボランティア活動や、活動支援募金、地域の自主防災活動など、できることから参加してみませんか。また、災害が起こったとき、自分自身への被害を最小限にするためにも、日頃から備えておくことが大切です。この機会に、いざというときの対策を考えてみましょう。

問い合わせ　危機管理室☎366-0011

安全安心スクール特別編
～防災講演会～

とき　15日㈰午前10時～11時30分　**ところ**　市立コミュニティセンター・大会議室　**対象**　市内に居住・通勤・通学する人　**内容**　東日本大震災を経験し、今を生きる私たちが未来のためにできること　**講師**　山縣嘉恵（やまがたかえ）さん／防災士（宮城県東松島市在住）　**定員**　50人（先着順）　**申し込み・問い合わせ**　13日㈭までに電話で市役所危機管理室☎366-0011

消防

堺市消防出初式を開催します

大阪狭山市消防団は堺市消防出初式に参加します。

とき　7日㈯午前10時～午後0時30分　**ところ**　堺市総合防災センター（堺市美原区阿弥／南海高野線「初芝駅」から南海バス「船戸下バス停」下車）　※駐車場はありません

問い合わせ　堺市消防局総務課☎238-6002

「新春年賀交歓会」を中止します

令和５年新春年賀交歓会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ　新春年賀交歓会実行委員会事務局（秘書グループ内）☎366-0011

高齢者を対象に防火啓発を実施します

堺市消防局では、高齢者が安全に安心して暮らせるよう、高齢者を対象に、住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進や、こんろ、たばこ、電気火災などに対する住宅防火対策について指導しています。今年度は、87歳以上のみの世帯に消防職員がちらしのポスティングを３月31日㈮まで行います。

問い合わせ　堺市消防局予防査察課☎238-6005

税

給与支払報告書は31日㈫までに提出を

地方税法に基づき、給与支払報告書は受給者の１月１日現在の住所地の市町村へ提出してください。

問い合わせ　税務グループ☎349-9402

事業用資産を所有している人へ
～償却資産の申告が必要です～

固定資産税は、土地や家屋などの不動産だけでなく、償却資産にも課税されます。償却資産とは、会社や個人が事業用に所有している備品や機器、構築物などのことです。

償却資産を所有している人は、１月１日現在の状況を、31日㈫までに申告してください。

また、市では地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用したインターネットでの申告も受け付けています。利用方法など、詳しくはエルタックスホームページを確認してください。

問い合わせ　税務グループ☎349-9401

土地や家屋の状況が変わったときは

土地や家屋の状況が変わると、固定資産税の税額が変わります。次のように土地の状況が変わったときは、市役所税務グループで配布する住宅用地申告書を、31日㈫までに税務グループへ提出してください。

●隣地を取得して現在住宅が建っている敷地と同一敷地として利用したとき　●非住宅用地（店舗、事務所、倉庫など）を住宅用地（居住用地）に変更したとき　●住宅用地を非住宅用地に変更したとき

また、未登記家屋の新築、増築、取り壊しを行った場合も、同日までに申告してください。

問い合わせ　税務グループ☎349-9401

31日㈫は市府民税の第４期分の納期限

忘れないよう近くの金融機関、コンビニエンスストアまたはスマホ決済で納めてください。税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなど滞納処分を行う場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに市役所税務グループへ相談してください。

問い合わせ　税務グループ☎349-9400

本人通知制度を利用してください

問い合わせ　市民窓口グループ☎349-9480

「本人通知制度」は、住民票の写しなどを代理人などに交付したときに、交付の事実を本人に通知する制度です。不正請求などがあった場合の早期発見、個人情報の不正使用防止などが可能になり、不正請求を抑止する効果が期待されます。

制度の利用には、事前登録が必要です。本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）を持って、市役所市民窓口グループまたはニュータウン連絡所で申請してください。代理人による申請など、詳しくは問い合わせてください。

【通知の対象となる証明書】

●住民票の写し（除票を含む）　●住民票記載事項証明書　●戸籍謄（抄）本（除籍などを含む）
●戸籍の附票の写し（除票を含む）　●戸籍記載事項証明書（除籍を含む）

【通知する情報】

交付日、交付種別（謄本など）、交付枚数、請求種別、代理人の名前、住所など
※個人情報保護条例により開示できない情報があります

ふれあいの里・冒険広場 工事のお知らせ

２月１日㈬～14日㈫は、工事のため冒険広場が使用できません。工事期間中は、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問い合わせ　社会教育グループ☎349-9487